

山形県産品ブランドマーク等使用取扱規程

1 目的

この規程は、山形県産品ブランドマーク及びブランドコンセプト（以下、「ブランドマーク等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

2 使用の手続き

ブランドマーク等を使用する場合は、次に掲げる手続きを行うものとする。

- (1) 使用希望者は、様式1「山形県産品ブランドマーク等使用許可（変更）申請書」（以下、「申請書」という。）を山形県産業労働部商業・県産品振興課に提出すること。
- (2) ブランドマーク等使用の現物または使用イメージのわかる資料（写真、仕様書、図面等）1点を「申請書」に添付すること。この場合、提出された現物または資料は返却しないものとする。
- (3) 県は、「申請書」の内容を審査のうえ、許可するものについては、様式2「山形県産品ブランドマーク等使用（変更）許可書」及びブランドマーク等の電子データを電子メールにて提供する。

3 使用料

ブランドマーク等の使用料は、無料とする。

4 使用期間

ブランドマーク等の使用期間は、許可を受けた日から3年間とする。それ以降の使用を希望する場合は、再度申請書を提出すること。

5 使用する者の範囲

ブランドマーク等を使用する者は、〔別紙1〕「山形県産品ブランドコンセプト」の意義を尊重し、これを守り抜くことができる者で、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 山形県内の市町村、公的機関（商工会、商工会議所、県内の自治体が出捐する機関等）
- (2) 山形県産の農林水産物や各種物産品、製品等を扱う事業者及び各種団体（以下、「事業者等」という）のうち、ものづくり日本大賞受賞、元気なモノづくり中小企業選出、山形県ベストアグリ賞受賞、山形県水産業賞受賞、山形エクセレントデザイン受賞といった国または県がものづくり技術や優れた物産品・製品等を認めた認定・顕彰歴がある者。
- (3) 上記の他、特に知事が認める者。

6 使用条件

ブランドマーク等の使用にあたっては、次の条件を遵守し、適正に使用すること。

- (1) レギュレーションマニュアルに基づき使用すること（色の変更、縦横の比率変更、新たなデザイン付加等は不可）。
- (2) 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請を行うこと。
- (3) 不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用物の回収・撤去等を行うこと。
- (4) 提出された現物や写真について、山形県産品ブランドPRのため、山形県のホームページや広報物に掲載することについて承認すること。

7 許可しない場合

知事は、ブランドマーク等使用許可申請に関し、次に該当すると認めるときは、使用を許可しない。

- (1) 山形県、山形県産品等の品位を傷つける、又は傷つけるおそれのある場合。
- (2) 山形県、山形県産品等に対する正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのある場合。
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用される場合、又はその活動を支援しているような誤解を与えるおそれがある場合。
- (4) ブランドマーク等を正しい使用方法に従って使用しない場合。
- (5) 事業者等が自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用する場合。
- (6) 法令又は公序良俗に反する活動に使用する場合。
- (7) その他、知事が承認しないことが適当と認めた場合。

8 使用状況等の報告

知事は、ブランドマーク等の適正な活用を図るため必要と認める場合、ブランドマーク等の使用者に対し、その使用状況について報告を求めることができる。

9 使用の中止等

- (1) 現にブランドマーク等の使用が開始された場合において、使用者が上記6の使用条件に違反した場合、または上記7に該当することが明らかになった場合、知事はブランドマークの使用許可を取り消すものとし、使用者に通知するものとする。
- (2) 使用許可を取り消された使用者は、直ちに使用を中止し、使用物の回収・撤去を行わなければならない。
- (3) 知事は、使用者が前項の規定により許可を取り消されたことによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

10 使用者の責務

- (1) ブランドマーク等が表示されたものに関する事故、苦情が発生した場合、一切の責任はブランドマークの使用者に帰するものとし、ブランドマーク等の使用者は誠意をもって必要な措置を講じなければならない。
- (2) 使用者は、ブランドマーク等の使用に際し、故意又は過失により県に損害を与えた場合はこれによって生じた損害を県に賠償する。

11 その他

この規程に定めるもののほか、ブランドマーク等の取扱いについて必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規程は、平成30年10月15日から施行する。

附則（令和2年4月1日）

この規定は、令和2年4月1日から施行する。